

令和2年8月24日

環境大臣政務官 加藤 鮎子 様

千葉県議会議員 高橋 祐子

PFOS 含有泡消火剤に関する要望

有機フッ素化合物である PFOS 及び PFOA は、科学的に安定し、水や油をはじく性質があり、泡消火剤や調理器具の表面コーティングなどに幅広く用いられてきた物質ですが、近年、人体への影響が懸念され、PFOS については平成 21 年に POPs 条約の規制対象とされ、平成 22 年には化審法により国内における製造・輸入等が禁止されました。また、PFOA についても、条約や国内法に基づく規制はこれからですが、国内での製造はメーカーの自主規制によって既に終了したと聞いています。

しかし、これらの物質は、例えば泡消火剤のように、PFOS 及び PFOA を含む製品などとして出荷・流通したものが既に相当数量存在しています。特に、泡消火剤を保有・使用する施設については、その漏洩のリスクに加え、火災時に泡消火剤を使用した際には、PFOS 及び PFOA がそのまま環境中へ流出してしまうことが想定されます。

わが国における国際線利用者最大の大規模な成田空港においては、その施設には泡消火剤が配備されている可能性が高いことから、国として

十分に注視をする必要があります。

また、国内外において、PFOS 及び PFOA の有害性について一定の評価がされているところ、健康への影響を防止するために、水の飲用を介した人へのばく露を低減する必要があります。

については、住民の安全・安心の確保のために、下記の事項について、早急に対応いただきますよう要望いたします。

記

1. 現在、環境省が進めている PFOS 含有泡消火剤の在庫量調査において、成田国際空港における保有量も対象とすること。
2. 成田国際空港周辺において、千葉県と協力して PFOS 及び PFOA の地下水質調査を実施すること。

以上